

第2回介護保険運営審議会

(1) きらめきプラン21-9の構成

【総論Ⅰ】

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1. 計画策定の背景
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間と管理
4. 計画の策定体制
5. 第8次計画の評価
6. 第9次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画の概要
 - (1) 勝山市の現状
 - (2) 介護保険制度改正の主な内容
 - (3) 基本理念
 - (4) 介護保険サービスの整備について

【総論Ⅱ】

第2章 要介護者等の実態の把握と中長期的な推計

1. 人口の推移と推計
2. 世帯構成の状況
3. 平均寿命と健康寿命
4. 要介護・要支援認定者数の推移と推計
 - (1) 要介護・要支援認定者の推移
 - (2) 要介護・要支援認定者の内訳
 - (3) 被保険者数、要介護・要支援認定者数の実績と推計
5. 日常生活圏域の状況
6. 介護サービス事業所の状況

【各論】

第3章 高齢者福祉・介護サービス事業の現状と方向性

1. 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現
2. 高齢者の生きがいと健康づくりの推進
 - (1) 高齢者の健康づくりの推進
(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を含む)
 - (2) 高齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による生きがいづくりの推進
3. 高齢者介護体制の充実
 - (1) 多様化する高齢者のニーズに応じた介護サービスの推進
 - (2) 介護予防・生活支援サービスの充実
 - (3) 地域ケア会議の推進
 - (4) 在宅医療・介護連携の推進
 - (5) 認知症施策の充実
 - (6) 地域の高齢者見守り活動の推進
 - (7) 高齢者福祉サービスの推進
 - (8) 介護給付費の適正化
 - (9) 介護人材の確保・育成・定着
 - (10) 高齢者の住まいの確保
 - (11) 災害に対する備え

- (12) 感染症に対する備え
- 4. 高齢者の総合相談・支援の充実
 - (1) 地域包括支援センター「やすらぎ」の周知と総合的な相談機能の強化
 - (2) 介護者の負担軽減と健康保持に向けた対策の充実
 - (3) 高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進

第4章 介護保険事業量の見込みと介護保険料

- 1. 介護保険事業量の実績
 - (1) 居宅サービス
 - (2) 地域密着型サービス
 - (3) 施設サービス
- 2. 介護保険事業量の見込み
 - (1) 居宅サービス
 - (2) 地域密着型サービス
 - (3) 施設サービス
 - (4) 地域支援事業
 - (5) 第9次計画期間中の給付費等の推計
- 3. 介護保険料について
 - (1) 介護保険事業にかかる費用の財源内訳
 - (2) 介護保険料の算出
 - (3) 所得段階別の介護保険料
 - (4) 低所得者対策について

資料編

- ・各種調査結果
 - 1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
 - 2. 在宅介護実態調査
 - 3. 居宅介護支援事業所に対するアンケート
- ・勝山市の主要な高齢者施策
- ・勝山市介護保険運営審議会委員名列
- ・計画策定に係る審議経過

今後、このような構成で素案を作成してく予定。

(2) 第8次計画の評価

基本 目標	重点項目	主な取り組み	取組の内容
①高齢者の健康づくりと生きがいの推進	・高齢者の健康づくりの推進	・フレイル予防事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防教室（フレイルチェック2回、講座2回）の実施。（2地区/年） ・オンラインを活用したフレイル予防の運動教室を実施。（R4 2会場） ・フレイルサポーター養成講座の実施。（1回/年）
		・介護予防事業等による集いの場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの社会参加活動等に助成し、活動促進の支援。 ・いきいきサロン（月2回）、はつらつ教室（月2回）、健康長寿！一番体操教室（R4 7地区）の実施。
		・ふれあいサロン事業の実施	・ふれあいサロン、シルバーサロン事業の開催。
		・リハビリテーション専門職を活用した介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講座等でリハビリテーション専門職より、助言・指導を受ける。 ・リハビリテーション専門職派遣事業の実施。
	・高齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による生きがいの推進	・ボランティアの育成と活動の活性化を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域いきいきサポーター養成講座（1回/年）、ステップアップ講座（R4 1回）の実施。 ・地域いきいきボランティアポイント事業の実施。
	評 価		課 題
	<p>・コロナ禍で様々な事業が中止となったが、R2からは、感染症対策を行いながら、介護予防・フレイル予防事業を再開し、閉じこもりや体力低下の予防に努めた。</p> <p>・介護予防事業やフレイル予防事業の継続、新規のフレイル予防事業（遠隔指導での体操教室）の実施により、多くの高齢者を対象に健康づくりの推進に取り組んだ。</p> <p>・ボランティア活動場所の減少もあり、いきいきボランティアポイント事業の登録者が減っている。</p> <p>◎いきいきボランティア登録者数 R1 124人 → R4 73名</p> <p>◎要介護認定率 R1 18.4% → R4 17.8%</p> <p>◎新規認定者数 R1 358人 → R4 322人</p>		<p>高齢者が健康を維持して暮らすためには、通いの場の提供により、閉じこもりや体力低下を予防していくことが重要である。今後も、介護予防・フレイル予防教室を継続・充実をしていき、多くの高齢者への健康づくりの推進を図ることが必要がある。</p> <p>・ボランティア活動場所の紹介等を強化し、新規活動者を増やし、生きがいつくりにつなげていくことが必要である。</p>

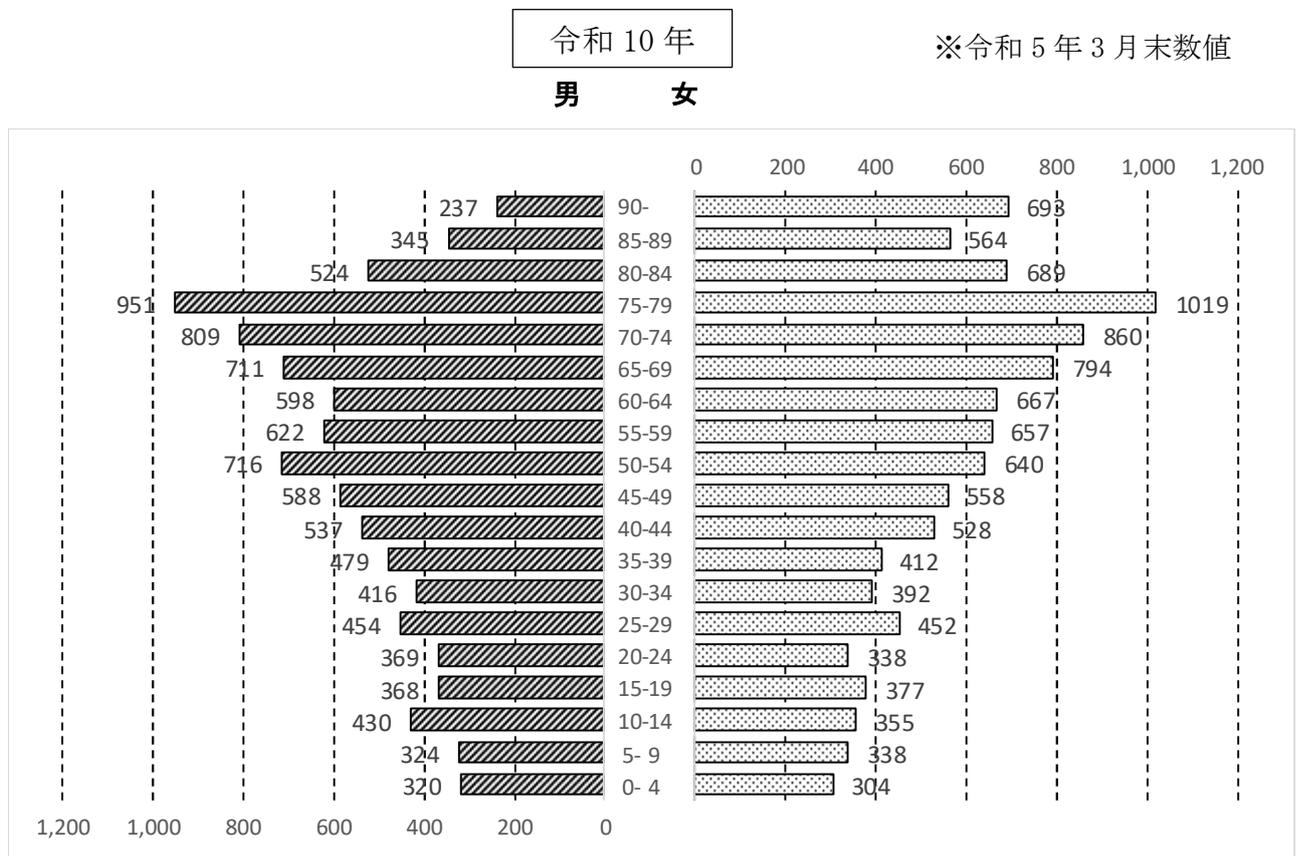
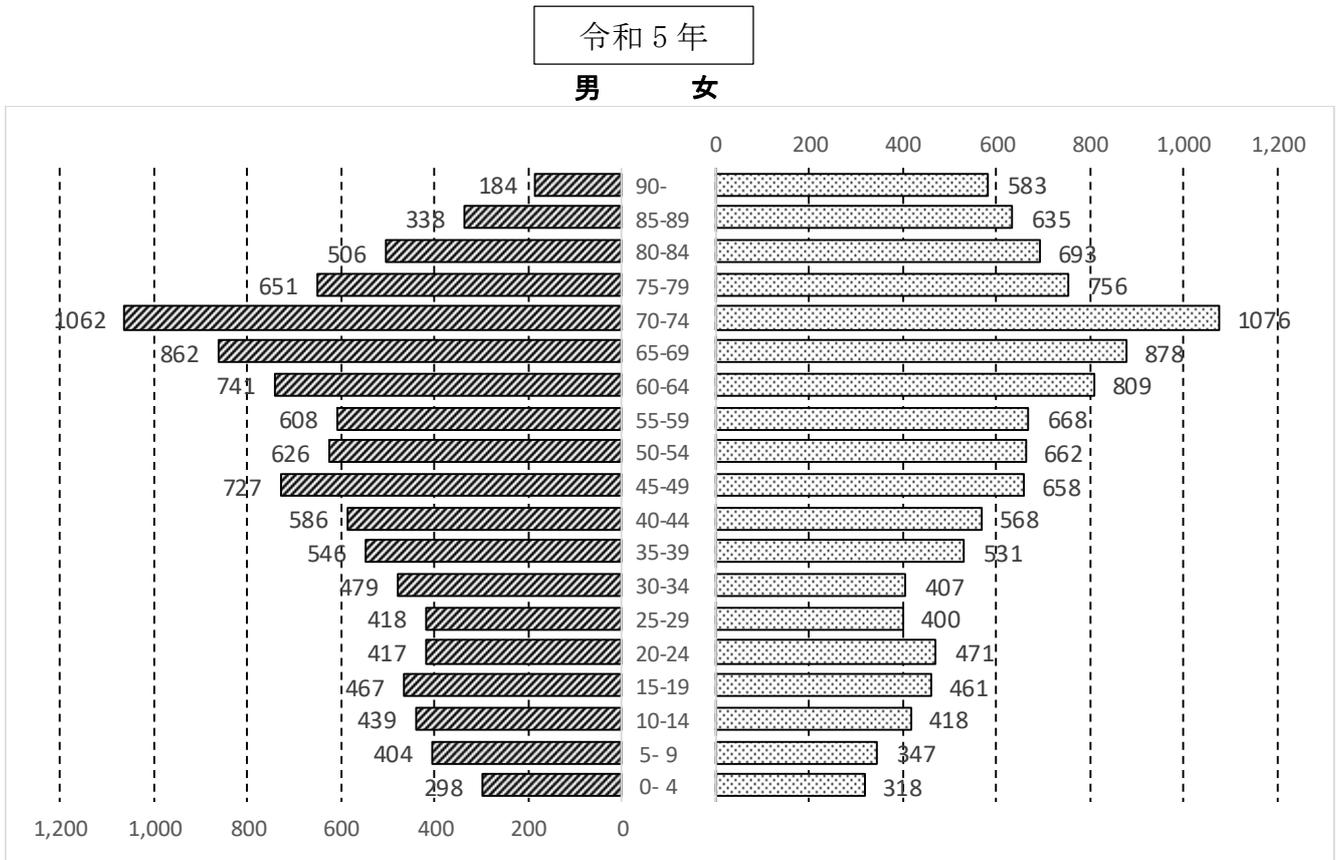
基本 目標	重点項目	主な取り組み	取組の内容
② 高 齢 者 介 護 体 制 の 充 実	・多様化する高齢者のニーズに応じた介護サービスの推進	・市民や医療・介護関係者等への自立支援、重度化防止の普及啓発	・地域ケア会議等において自立支援を目的とした事例検討会の開実施（4回/年）
	・介護予防、生活支援サービスの充実	・高齢者のニーズや地域に不足する資源の把握と多様なサービスの創出	・生活支援コーディネーターが中心となり、地域の集いの場づくり、まちなかCafeの運営、買い物支援事業等を実施。
	・地域ケア会議の推進	・地域ケア個別会議、多職種連携研修会の実施	・地域ケア会議（4回/年）、多職種連携研修会（3回/年）の実施。
	・在宅医療・介護連携の推進	・在宅医療・介護の普及啓発	・地区サロン等において、かかりつけ医やACPに関する講座の実施。（R4 3回） ・ACPに関するパンフレットを市内医療機関等に配布
	・認知症対策の充実	・認知症相談窓口の周知	・認知症の普及啓発、相談窓口の周知。 ・認知症カフェ（R4 10回）・認知症フェアの実施（R5 実施予定）
	・地域の高齢者見守り活動の推進	・民生委員や地域見守り活動協定事業所等と連携した見守り活動の実施	・民生委員との情報共有（相談件数 R4 22件）。 ・地域見守り活動協定事業所、地域見守り事前登録、見守り事業の周知。
	・高齢者福祉サービスの推進	・高齢者福祉サービスの実施	・緊急通報システム、救急医療情報キットの設置。 ・高齢者移送サービス、給食サービス、軽度生活援助事業（除雪）等の実施。
	・介護給付費の適正化	・要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報等の突合、介護給付費の通知。	・国保連や広域事務組合と連携し実施。 ・指導監督事務と適正化事業の情報の共有。 ・年2回の介護給付費通知の発送。
	・介護人材の確保・育成・定着	・介護人材の確保	・医療、介護及び障害福祉人材確保奨励金交付事業の実施。事業内容の周知、対象要件の拡充。 ・介護サービス事業所等との情報交換会の実施。

基本 目標	重点項目	主な取り組み	取組の内容
② 高 齢 者 介 護 体 制 の 充 実	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する備え ・新型インフルエンザ等の感染症対策の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・勝山市地域防災計画に沿って、介護サービス事業所と連携。 ・介護サービス事業所と連携し、感染拡大防止策の徹底、連絡体制の整備、支援体制の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等発生時における介護サービス事業所等の情報共有体制の整備 ・県や保健所、協力医療機関等との連携。
	<p style="text-align: center;">評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議、多職種連携研修会を継続実施することにより、参加者同士の顔のみえる関係づくりや地域課題の共通理解につながった。 ・認知症 cafe や認知症の正しい理解について啓発を続けることで、認知症サポーター活動につながった。 ・民生委員との情報共有により高齢者福祉サービスの向上につながった。 ・人材確保奨励金交付事業の拡充により、介護職員及び、介護事業所の支援の一助となった。 ・訓練で災害時の対応について、協議し、実際に行うことができた。 ・新型インフルエンザ等の感染対策の取り組みについて、事業所と連携、情報を共有し、介護サービスの継続に努めた。 	<p style="text-align: center;">課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの強化のため、在宅医療介護連携、地域ケア推進会議を継続していく。 ・認知症になっても安心して暮らすことができるために、市民への普及啓発、認知症の方と家族を支援する体制が必要である。 ・民生委員への支援内容の周知を継続する。 ・現状では人材不足の解消とまではなっていない。事業所及び対象者の要望について調査研究し、支援策について検討する。 ・緊急時の受入れ体制について、事業所と情報を共有し、スムーズな受入れができるよう、協力体制を整える。 ・災害、感染症に対する業務継続計画（BCP）策定の支援について検討する。 	
③ 高 齢 者 の 総 合 相 談 ・ 支 援 の 充 実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター「やすらぎ」のPRと総合的な相談機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のスーパー、銀行等に地域包括支援センターのチラシを配布。訪問や介護予防教室等において周知。 ・困難事例に対し、多職種や関係機関と連携して対応を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の負担軽減と健康保持に向けた施策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備の検討 ・家族介護支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署による重層的支援体制の検討。 ・家族介護支援事業の実施（3件 R4） ・家族向け認知症カフェ（R4 12回）

基本 目標	重点項目	主な取り組み	取組の内容
③ 高 齢 者 の 総 合 相 談 ・ 支 援 の 充 実	高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用促進体制の充実 ・ 成年後見制度・高齢者虐待防止の普及啓発 ・ 高齢者虐待防止ネットワーク会議、出前研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嶺北7市町と連携し、基本計画の策定と中核機関となる『ふくい嶺北成年後見センター』を設置し、成年後見制度に関する相談に対応。 ・ 成年後見制度、高齢者虐待防止について広報に掲載。(1回/年) ・ 高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催(1回/年)と研修会(R4 2回)の実施。
	評価	課題	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内7市町が連携、成年後見制度の専門的な相談窓口として、「ふくい嶺北成年後見センター」を設置し、成年後見制度の利用促進を図った。 ・ 高齢者相談では、家族からの支援が難しかったり、介護サービス等の介入を拒まれたりといった困難事例もあり、他機関と連携をとりながら、対応している。 <p>◎地域包括支援センターの相談件数 R2 1,768件、R3 934件、R4 1,024件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者相談は、単に介護保険につなげる内容だけではなく、相談内容も複雑化してきているため、多職種や関係機関と連携した相談対応が必要である。 	

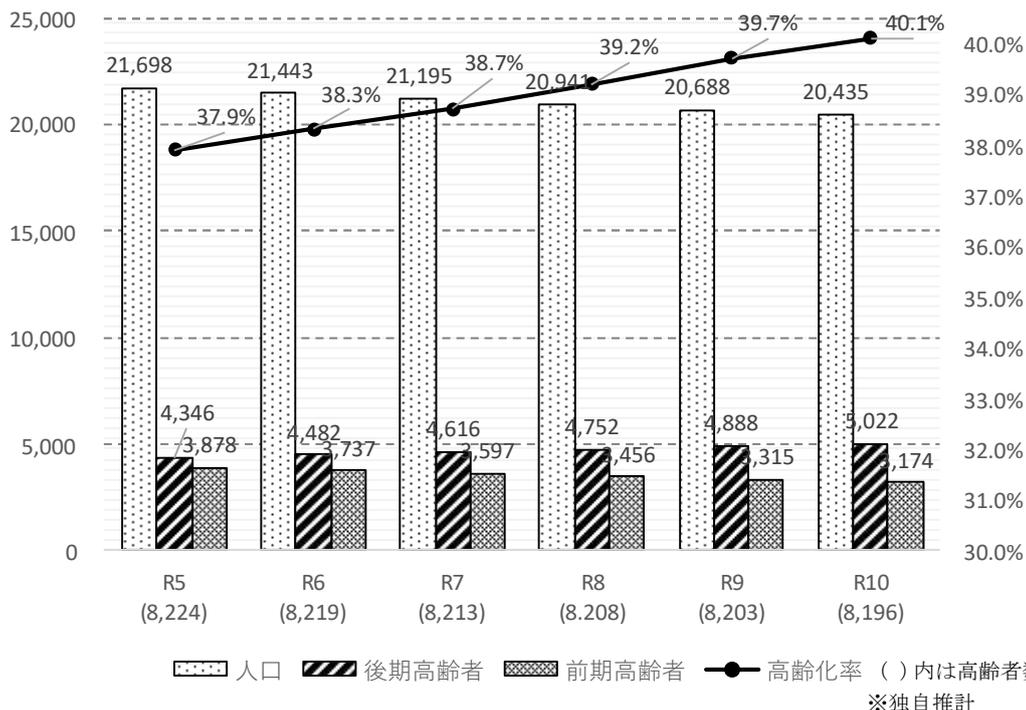
(3) 勝山市の人口及び要介護・要支援認定者の推計

1. 人口構成



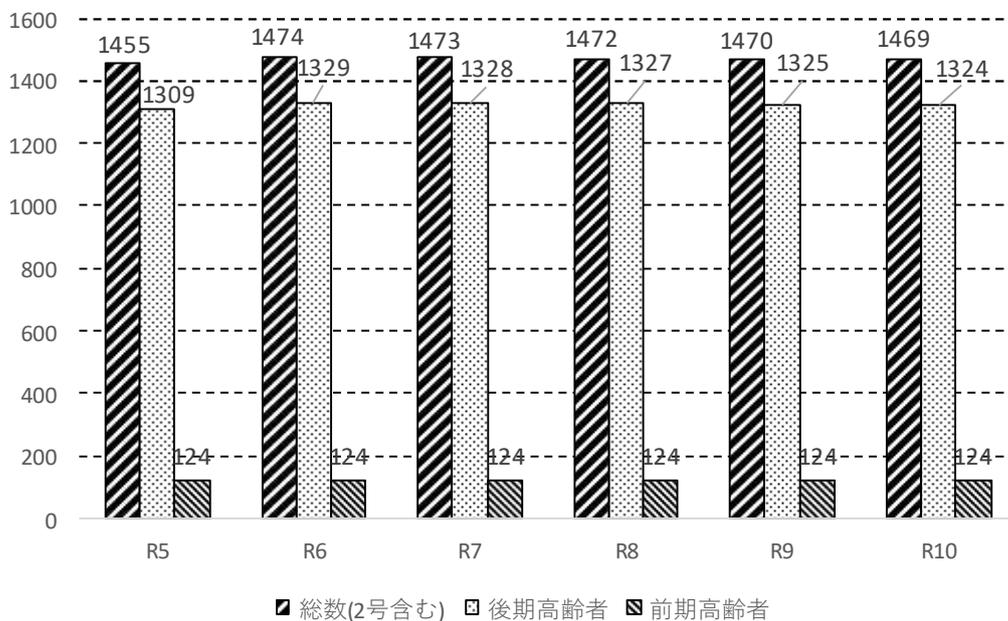
※独自推計

2. 人口推計



- 令和6年から令和8年（第9次計画期間）は、人口および前期高齢者数が減少し、後期高齢者数が増加する見込み。

3. 要介護・要支援認定者の推計

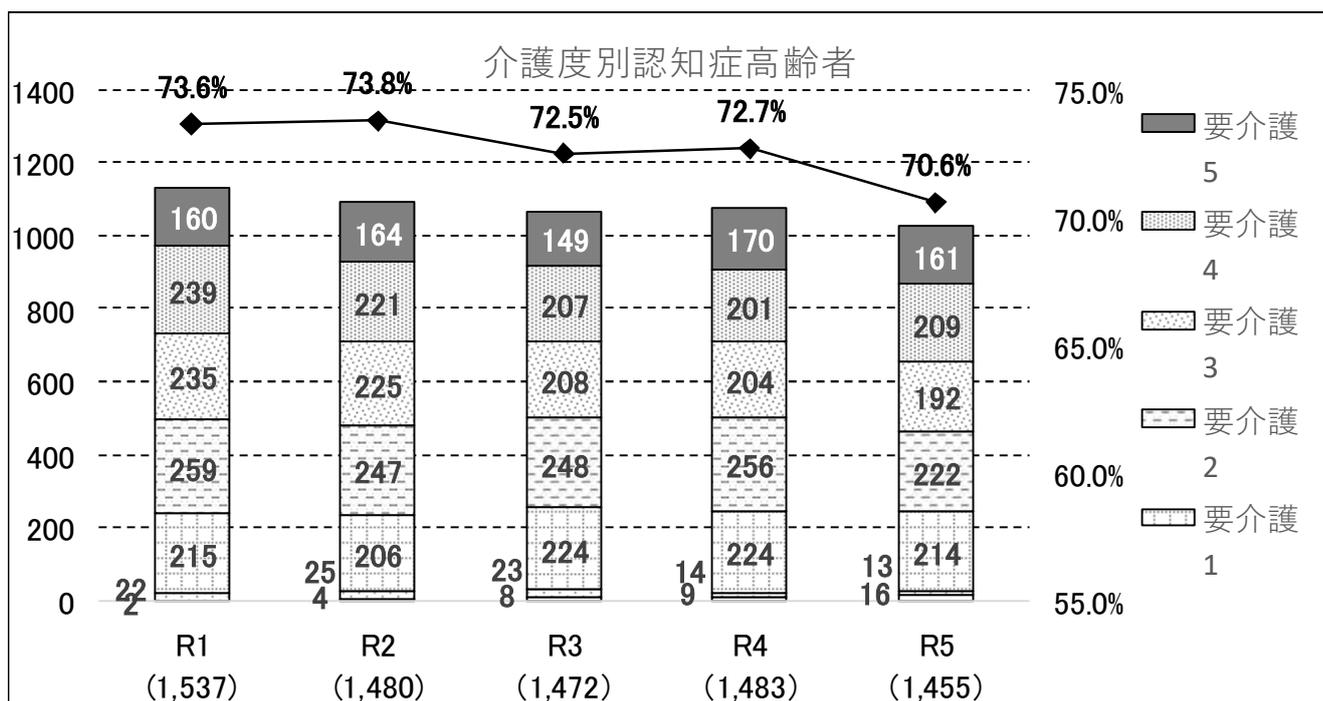


	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要介護認定率	18.4%	17.8%	17.7%	17.8%	17.5%

- 認定率を17.8%とし、第1号被保険者数に乗じて推計。
- 認定率は減少しているが、後期高齢者は増加する見込みであることから、このまま要介護認定率が減少し続けるとは考えにくい。

4. 要介護認定者における認知症高齢者の割合

※認知症高齢者：日常生活自立度Ⅱa以上として集計



・ 認知症高齢者の割合は認定者数の減少が影響し、減少傾向にある。

(4) 各種アンケート結果

1. 在宅介護実態調査（在宅要介護認定者）

別紙資料1 参照

有効回答数 130人

市内居宅介護支援事業所に調査依頼し、本人または家族に聞き取り

2. 日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者）

別紙資料2 参照

有効回答数 1,100人

郵送による回答

3. 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）アンケート

別紙資料3 参照

有効回答数 27人

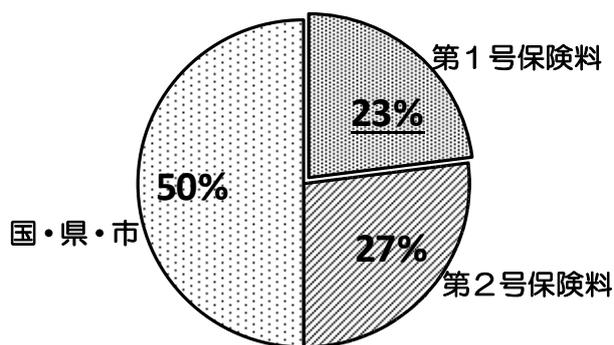
市内居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに調査依頼

(5) 制度改正について

1. 被保険者の負担率

- ・第1号保険料 23% (据え置き)
- ・第2号保険料 27% (据え置き)

介護保険の財源の内訳



2. 利用者負担について

制度創設時は一律1割負担

平成27年8月から「一定以上所得」を有する方は2割負担

平成30年8月から「現役並みの所得」を有する方は3割負担

第9期では一定以上所得（2割負担）の判断基準について見直される予定

3. 1号保険料について

介護保険の1号保険料については、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、制度創設時より所得段階別保険料としており、低所得者への負担を軽減する一方、高所得者の負担は所得に応じたものとしてきたが、既に多くの保険者で9段階を超える多段階の保険料設定がなされていることも踏まえ、今後段階数・乗率・低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担について見直される予定。

4. 介護情報基盤の整備

介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施。

5. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して、政策立案に活用するため、財務状況の報告を義務付ける。

6. 地域包括支援センターの体制整備等

地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うため、要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所も市から指定を受けて実施可能とする。

(6) 第9次計画期間中（令和6年度から令和8年度）の施設整備について

1. 第9次計画における施設整備の要望

圏域	区分	サービス種類		実施予定	規模
北部	①変更	地域密着型	認知症対応型通所介護	R6	2ユニット (2人→6人)
中部	②新規	地域密着型	認知症対応型通所介護	R6	2ユニット (6人)
中部	③新規	地域密着型	通所介護	R7	5人

2. 地域密着型サービスに関する整備計画

		第7次計画				第8次計画				第9次計画			
		第6次までの整備状況			第7次 限度数	第7次までの整備状況			第8次 限度数	第8次までの整備状況			第9次 限度数
		北 部	中 部	南 部		北 部	中 部	南 部		北 部	中 部	南 部	
1	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	地域密着型通所介護 (定員18人以下の通所介護)	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
4	認知症対応型通所介護	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	
5	小規模多機能型居宅介護	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	
6	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	2	
7	地域密着型特定施設入居者生活介護 (29人以下のサ高住等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	地域密着型介護老人福祉施設入居者 生活介護 (29人以下の特別養護老人ホーム)	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
9	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

3. 県内の施設サービス整備率 (施設ベッド数/要介護認定者数)

令和5年4月1日現在

